## 令和4年度 協会けんぽ北海道支部の収支(暫定版)について

■収入 (百万円)

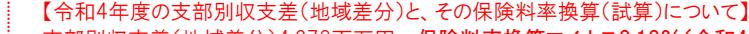
	保険料	斗収入	その他収入	=1		
		一般分		債権回収以外	債権回収	計
北海道	430,360	430,304	754	235	518	431,114
全国計	10,042,109	10,040,733	17,876	5,707	12,168	10,059,985

■支出

	医療給付費(国庫補助を除く)(調整後)											令和2年度のインセンティブ					
	医療給付費(国庫補助を除く)			̄ ┃ ┃ ┃現金給付費等┃ 前期	前期高齢者 業務経費	業務経費	一般管理費										
		(A) - (B)	医療給付費(A)	災害特例	例分(B)	   年齢調整額   所得調整額		(国庫補助等	納付金等 (国庫補助	(国庫補助を除く)	(国庫負担を除く)	その他支出	令和2年度の 収支差の精算		加算額	減算額	計
				令和2年度の 協会手当分 (B1)	波及増分 (B2)				を除く)								
北海道	238,017	261,541	261,541			▲ 13,096	▲ 10,428	21,477	139,365	6,105	3,180	1,575	▲ 984	287	287	0	409,024
全国計	5,464,385	5,464,385	5,466,858	558	1,915	_	_	520,795	3,379,490	148,051	77,123	38,198	-	_	6,794	<b>▲</b> 6,794	9,628,043

■収支差 (百万円)

	収入一支出	全国平均分	地域差分
北海道	22,090	17,813	4,278
全国計	431,942	431,942	-



支部別収支差(地域差分)4,278百万円→保険料率換算マイナス0.10%(令和4年度総報酬の実績に基づく参考値)

- ※支部別収支差(地域差分)は、プラスの場合は収入に加算し、マイナスの場合は絶対値の額を支出に加算する。
- ※令和6年度保険料率算定の際の精算に係る保険料率は、令和4年度の支部の収支差(地域差分)を令和6年度の総報酬額の見込みで除したものになるため、上記の保険料率換算マイナス0.10%(令和4年度総報酬の実績に基づく)とは異なる。
- (注) 1. 年齢調整額、所得調整額のマイナスは調整額を受け取る支部、プラスは調整額を負担する支部。
  - 2. 債権回収は、資格喪失後受診に係る返納金、業務上傷病による受診に係る返納金、診療報酬返還金、損害賠償金に係る債権の回収額の実績を表す。
  - 3. 医療給付費は、東日本大震災等による窓口負担減免措置に伴う令和4年度の協会負担分に係る窓口負担減免額を含む。
  - 4. (B1) は、健康保険法施行規則第135条の2の2第2項第1号に基づき、東日本大震災及び平成30年7月豪雨に伴う令和2年度における協会負担分の窓口負担減免額のうち、総報酬額の0.01%を超える部分として、(A)から控除するものである。また、(B2)は、東日本大震災に伴う窓口負担減免措置によって医療費が増加した分のうちの医療給付費分(国庫補助を除く。波及増分)を表す。
  - 5. 「令和2年度の収支差の精算」は、令和2年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算(健康保険法施行規則第135条の7に基づき行うもの)を表す。
  - 6. 「インセンティブ」は、令和2年度の都道府県支部ごとの取組実績に対する加減算額(健康保険法施行令第45条の2第1号ロ及び二並びに健康保険法施行規則第135条の5の2に基づき行うもの)を表す。
  - 7. 国の年金特別会計に係る分並びに東日本大震災による窓口負担減免措置に伴う波及増分(B2)が暫定値であるため、数値は今後変わりうる。